

令和5年度

# 教育訓練実施計画



山梨県消防学校

# 校訓

# 以仁為紀綱

「仁を以て紀綱と為す」  
(人間の求むべきものは、世間の名誉や  
権威ではなく仁である)

## 山梨県消防学校歌

作詞 輿石保之  
作曲 一瀬正造

一、

朝風薫る 山なみに  
世紀のひかり さすところ  
希望に燃える 眉あげて  
ひらく桜の 帽章に  
ゆるがぬ決意 誓いつつ  
使命をめざし 学ぶもの

ああ 山梨消防学校の  
若人われらに 抱負あり

二、

白雲浮かぶ 釜無の  
せせらぎ碧く 鳴るところ  
みなぎる若さ はつらつと  
白亜の窓に 肩組んで  
災禍にいとむ 鉄壁の  
備えと技を 磨くもの

ああ 山梨消防学校の  
若人われらに 力あり

三、

夕映え富士の 頂きが  
南の空に 笑むところ  
明るく強く 逞しく  
愛と奉仕の 灯をかざし  
いざ事あれば 身を賭して  
郷土の幸を 護るもの

ああ 山梨消防学校の  
若人われらに 誇りあり

## 目 次

### ○ 教育訓練実施計画

1	教育訓練の目的	1
2	教育訓練の方針	1
3	教育訓練の特色	1
4	教育訓練の種類	2
5	消防本部等との連携	4
6	消防団員に対する教育訓練の特例	4
7	消防職員教育訓練 体系表	5
8	消防職員教育訓練 計画表	6
9	消防職員教育訓練 日程表	7
10	消防職員教育訓練 カリキュラム	8
11	消防団員教育訓練 体系表	21
12	消防団員教育訓練 計画表	22
13	消防団員教育訓練 日程表	23
14	消防団員教育訓練 カリキュラム	24
15	自主防災組織等への防災教育	30

### ○ 入校手続き要領

1	消防職員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限	31
2	消防職員教育訓練 携行品一覧	32
3	消防団員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限	33
4	消防団員教育訓練 携行品一覧	34
5	自主防災組織等への防災教育 申込書様式及び提出期限	35
6	自主防災組織等への防災教育 携行品一覧	35

### ○ 各種様式

各種様式	38
------	----

# 教育訓練実施計画

## 1 教育訓練の目的

教育訓練は、山梨県消防学校規則及び「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年11月19日消防庁告示第3号）に基づき、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員等の資質を高めることを目的として実施する。

## 2 教育訓練の方針

教育訓練の目的達成のため、次の方針の実践に努める。

- (1) 消防職員及び消防団員に対し、消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させ、人間性豊かな人材を育成する。
- (2) 消防職員及び消防団員に対し、公正明朗な品位と良識の高揚を図り、消防組織人として必要な資質の向上を図る。
- (3) 消防職員及び消防団員に対し、厳正な規律を身につけさせるとともに、協同精神の涵養を図る。
- (4) 消防職員及び消防団員に対し、社会情勢の変化に即応できる高度な専門的知識と技術を修得させる。
- (5) 地域社会の消防防災活動等に貢献できる消防職員及び消防団員等を育成する。

## 3 教育訓練の特色

近年、各種災害の大規模化・複雑化が進み、また、国民保護及び救急の高度化などの消防に対する新たな期待やニーズが高まっており、消防を取り巻く環境は急速に変化している。

全国の災害状況に目を向けると、令和4年度は、8月3日からの大雨や台風14号、15号などにより、日本各地で様々な災害が発生し、甚大な被害をもたらした。

消防業務では、8月に静岡市で建物火災による消防吏員の殉職事案も発生しており、複雑・多様化する災害現場では、事案を教訓とし、再発防止に向けた取り組みも必要となってくる。

本県は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれ、急峻な箇所が多く、地震・暴風・豪雨・地滑りなど多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、富士山噴火などの発生が危惧されており、大規模災害への対応など、消防防災力を更に高めることが喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、令和5年度は、複雑・多様化する災害等への的確に対応できる消防職員及び消防団員を育成するため、次の教育訓練を実施する。

消防職員教育は、初任総合教育（初任教育と専科教育救急科を併せた8箇月教育）、専科教育（警防科・危険物科・火災調査科・救急科・救助科）及び幹部教育（幹部科・

上級幹部科)を実施するとともに、特別教育では、山岳・水難救助研修、消防車両の機関操作及び運転に係る専門的知識・技能を修得させる機関員研修や女性消防吏員研修を引き続き行うなど、消防需要の専門化・高度化に対応した教育訓練を実施する。

また、ホットトレーニング施設を活用した濃煙熱気実火災研修を再開するとともに、新たに通信指令業務に従事する職員を対象に、情報収集・伝達及び口頭指導等の更なる技術の向上を図る通信指令員研修を導入する。

消防団員教育は、基礎教育、専科教育(警防科・機関科)、幹部教育(初級幹部科・指揮幹部科現場指揮課程・指揮幹部科分団指揮課程)及び特別教育(移動消防学校・一日入校等)を実施し、地域防災の中核としての消防団員を育成強化していく。

特に、幹部教育指揮幹部科では、大規模災害時に現場指揮者として活動する幹部団員を対象に、災害現場における指揮要領に関する実践的な訓練を実施し、また、特別教育では女性消防団員研修を引き続き実施するとともに、従来から実施しているドローン研修について、基礎的な知識や操縦技術の習得に加え、ドローンからの映像を活用した災害想定訓練を実施するなど、消防団の災害対応能力を向上させる教育訓練を実施する。

更に、自然災害の頻発化などにより、消防・防災に対する県民の関心が高まっていることから、自主防災組織等への防災教育をとおり、防火・防災に関する基本的な知識をより一層深めることにより、災害発生時における自主防災活動が適切に行えるよう教育訓練を実施する。

## 4 教育訓練の種類

### (1) 消防職員教育

#### ア 初任総合教育(初任教育及び救急科)

新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練及び救急分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、一般教養・実務教育と併せ、専門的な救急教育を一体的に行うことにより、消防人としての使命感と基礎的知識や技術を修得させるとともに、厳正かつ規律正しい寮生活を通じて、社会人としての自覚と団体行動の重要性を認識させ、協同精神の向上を図る。

また、救急隊員としての専門的な知識及び技術を修得させ、救急自動車に乗務できる資格を取得させる。

#### イ 専科教育

現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、社会構造の成熟化、科学技術の高度化等に伴い、複雑多様化する各種災害や気象変動、地殻変動による風水害や地震、噴火等の自然災害、更には資格制度等に的確に対応できる専門的知識や技術の修得を図る。

#### ウ 幹部教育

幹部（主として消防司令補以上の階級にある者をいう。）に対して行う一般的に必要な教育訓練をいう。

教育訓練内容は、各級幹部としての管理、監督者としての総合的視野に立った施策、組織管理能力の向上及び現場指揮能力の養成を図る。

また、組織内外から発生する様々な問題への確に対応できる幅広い知識と判断力を養い、自己啓発の助長を図る。

#### エ 特別教育

初任・専科・幹部教育以外の教育訓練で、特別の目的のために実施するものをいう。

教育訓練内容は、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、消防職員の要望に即応した柔軟な教育訓練を実施する。

なお、消防本部が企画する教育訓練についても、要請がある場合は、本校職員を積極的に派遣する。

### (2) 消防団員教育

#### ア 基礎教育

任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、消防団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない者（団員の階級にある者に限る。）を対象に、地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解させ、災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動ができる基礎知識と技術の修得を図る。

#### イ 専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

教育訓練内容は、火災防ぎょ活動や機関運用、更には各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解させるとともに、消防自動車を迅速かつ的確に運行できる等、災害現場において活動の中核が担えるよう、専門的知識の修得を図る。

#### ウ 幹部教育

幹部（班長以上の階級にある者をいう。）に対して行う一般的に必要な教育訓練をいう。

教育訓練内容は、各級幹部としての職責を自覚し、規律、災害活動要領、安全管理及び地元住民に対する防災指導等、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識と、消防団に期待される役割や効果的な防ぎょ活動の在り方を深く理解させる。

#### エ 特別教育

基礎・専科・幹部教育以外の教育訓練で、特別の目的のために実施するものを

いう。

教育訓練内容は、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化、地域特性及び消防団員の要望に即応した柔軟な教育訓練を実施する。

なお、市町村が企画する教育訓練についても、要請がある場合は、本校職員を積極的に派遣する。

消防団員教育の案内については、山梨県消防学校ホームページからダウンロード可能  
掲載ページURL <http://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/danannai.html>

### (3) 自主防災組織等への防災教育

自主防災組織等に関わる県民に対して行う教育訓練をいう。

県防災危機管理課、県立防災安全センター及び各市町村が実施する防災教育への協力・支援をとおして、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。

## 5 消防本部等との連携

教育訓練の実施にあたっては、消防本部、消防団、県庁関係所属及び市町村等と密接に連携し、教育効果の向上を図る。

## 6 消防団員に対する教育訓練の特例

- (1) 消防学校において教育訓練を受講することが困難であると認められるときは、消防学校の教官を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行う。
- (2) 教育訓練を一の期間でまとめて受講することが困難であると認められるときは、所定の教科目を半日単位で受講できることとする。この場合においては、未受講分の教科目を概ね3年の範囲内で受講した者を当該課程の修了と認定する。
- (3) 基礎教育及び専科教育（警防科・機関科）については、教育訓練内容の一部を入校前教育として市町村等で受講することにより、消防学校における教科目の修了と認定する。



## 7 消防職員教育訓練 体系表

初任総合教育（初任教育及び救急科）	新たに採用した消防職員	
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	警防担当者
	予防査察科（隔年開催）	予防担当者
	危険物科（隔年開催）	危険物担当者
	火災調査科	火災調査担当者
	救急科 （初任総合教育に含む。）	消防職員
	救助科（隔年開催）	消防職員（要件あり）
幹部教育	幹部科	主として消防司令又は消防司令補の階級にある者 （消防士長であって部隊の長又は係の長を含む。）
	上級幹部科	主として消防司令長以上の階級にある者
特別教育	はしご自動車研修	消防職員
	濃煙熱気実火災研修	消防職員（要件あり）
	無線従事者講習	消防職員
	玉掛け技能講習	玉掛けの補助作業業務に従事した経験を有する者
	小型移動式クレーン運転 技能講習	玉掛け技能講習修了資格を有する者
	玉掛け業務従事者安全衛生 教育	玉掛け技能講習修了資格取得後、概ね5年を超えて 業務に従事する者
	水難救助研修	消防職員（要件あり）
	山岳救助研修	消防職員（要件あり）
	山岳救助指導者養成研修	消防職員（要件あり）
	救急隊長研修	消防職員（要件あり）
	機関員研修	消防職員（要件あり）
	フルハーネス型墜落制止用 器具講習	消防職員（要件あり）
	通信指令員研修	消防職員
	特別研修	消防職員

：令和5年度は実施しない。

## 8 消防職員教育訓練 計画表

課程		実施期間	日数	定員
初任総合教育（初任教育及び救急科）		令和 5年 4月10日(月)～11月30日(木)	157日	60人
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	令和 5年12月 4日(月)～12月15日(金)	10日	30人
	予防査察科（隔年開催）	令和 5年度は実施しない。	10日	30人
	危険物科（隔年開催）	令和 6年 2月 5日(月)～ 2月 9日(金)	5日	30人
	火災調査科	令和 6年 1月15日(月)～ 1月26日(金)	10日	30人
	救急科 （初任総合教育を含む。）	初任総合教育実施期間中	38日	60人
	救助科（隔年開催）	令和 6年 2月19日(月)～ 3月18日(月)	20日	30人
幹部教育	幹部科	令和 5年 5月 8日(月)～ 5月19日(金)	10日	30人
	上級幹部科	令和 5年 4月26日(水)～ 4月28日(金)	3日	30人
特別教育	はしご自動車研修	令和 5年11月20日(月)～11月22日(水)	3日	30人
	濃煙熱気実火災研修	下部、枠外に記載（※）	6回	各回10人
	無線従事者講習	令和 5年11月16日(木)～11月17日(金)	2日	60人
	玉掛け技能講習	令和 5年12月19日(火)～12月21日(木)	3日	30人
	小型移動式クレーン運転 技能講習	令和 6年 1月31日(水)～ 2月 2日(金)	3日	30人
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	令和 5年12月18日(月)	1日	50人
	水難救助研修	令和 5年 7月 3日(月)～ 7月 7日(金)	5日	30人
	山岳救助研修	令和 5年 9月 4日(月)～ 9月 8日(金)	5日	30人
	山岳救助指導者養成研修	令和 5年度は実施しない。	4日	10人 (各本部1人)
	救急隊長研修	令和 5年度は実施しない。	2日	30人
	機関員研修	令和 5年10月16日(月)～10月20日(金)	5日	30人
	フルハーネス型墜落制止用 器具講習	令和 6年 2月15日(木)	1日	30人
	通信指令員研修	別途通知	3日	30人
	特別研修	別途通知	-	-

※ 6月14日(水)、6月21日(水)、9月13日(水)、9月26日(火)、10月3日(火)、10月25日(水)  
いずれの日も予備日は2日後

9 消防職員教育訓練 日程表

課程		令和5年								令和6年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初任総合教育（初任教育及び救急科）		10(月)→	→	→	→	→	→	→	→30(木)				
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）									4(月)→15(金)			
	予防査察科（隔年開催）												
	危険物科（隔年開催）										5(月)→9(金)		
	火災調査科										15(月)→26(金)		
	救急科 （初任総合教育に含												
	救助科（隔年開催）											19(月)→	→18(月)
幹部教育	幹部科		8(月)→19(金)										
	上級幹部科	26(水)→28(金)											
特別教育	はしご自動車研修								20(月)→22(水)				
	濃煙熱気実火災研修			14(水)・21(水)			13(水)・26(火)	3(火)・25(水)					いずれの日も 予備日は2日後
	無線従事者講習								16(木)→17(金)				
	玉掛け技能講習									19(火)→21(木)			
	小型移動式クレーン運転 技能講習										31(水)→	→2(金)	
	玉掛業務従事者安全衛生 教育									18(月)			
	水難救助研修				3(月)→7(金)								
	山岳救助研修						4(月)→8(金)						
	山岳救助指導者養成研修												
	救急隊長研修												
	機関員研修							16(月)→20(金)					
	フルハーネス型墜落制止 用器具講習											15(木)	
	通信指令員研修	別途通知											
	特別研修	別途通知											

## 10 消防職員教育訓練 カリキュラム

### (1) 共通事項

#### ア 教科目及び単位時間数

- (ア) 一単位時間は、50分を基準とする。
- (イ) 一週間の単位時間数は、35を基準として編成する。
- (ウ) 基準となる教科目及び単位時間数であり、訓練内容に応じて適宜編成する。

#### イ 修了基準

学校長は、各課程の修了基準を満たした者の修了を認定し、修了証書（初任総合教育は、卒業証書）を交付する。

#### ウ 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。（初任総合教育（宿泊研修）は除く。）

#### エ 服装

原則として、各消防本部服制規則等による「制服」とする。

#### オ 携行品等

消防職員教育訓練 携行品一覧のとおりとする。

### (2) 初任総合教育（初任教育及び救急科）

対象者	新たに採用した消防職員
目的	初任教育及び救急科課程を総合的に行い、職務に必要な心構え及び基礎的知識・技術並びに救急隊員資格を身につけさせ、現場対応能力を向上させる。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。</li> <li>2 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。</li> <li>3 消防業務全般について概要を理解していること。</li> <li>4 住民からの一般的な質問に応答できること。</li> <li>5 救急業務及び救急医学に関する基礎的な知識を有していること。</li> <li>6 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。</li> <li>7 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。</li> <li>8 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。</li> </ol>
修了基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初任教育については、教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。</li> <li>2 救急科については、資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。</li> </ol>

教科目		分類指標・教育内容	単位時間数
基礎教育	倫理	現代社会と消防、地域社会と消防等	5
	法学基礎・消防法	消防行政と法、法の分類等	20
	消防組織制度	地方自治制度、自治体消防制度等	9
	服務と勤務	地方公務員制度、消防実務等	28
	理化学	物理、化学、電気、燃焼と消火等	10
実務教育	予防広報	防火管理の意義等	20
	危険物	消防法上の危険物等	8
	消防用設備	消防用設備等の規制概要等	12
	査察	総則、査察要領、違反処理等	27
	建築	総則、建築構造、建築法令等	10
	安全管理	安全管理の概要等	16
	特殊災害と保安	特殊災害の概説等	10
	火災防ぎょ	火災、火災防ぎょの概要等	30
	火災調査	火災原因調査、火災損害調査等	15
	防災	災害対策、気象と災害等	23
	救急	概要、人体知識、応急処置法等	50
実科訓練	消防機械・ポンプ	消防用自動車、消防通信等	10
	訓練礼式	訓練礼式の概要、各個訓練等	50
	消防活動訓練	訓練の概要、ポンプ自動車等	90
	救助訓練	概要、ロープ取扱技術等	45
	機器取扱訓練	消防機器の概要等	55
	消防活動応用訓練	消火活動訓練、救助活動訓練等	100
その他	体育	健康と体力他	55
	実務研修	消防署勤務実習	35
	選択研修	社会教育他	40
	行事その他	入校式、修了式等	60
計			833
専科教育救急科	救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論等	50
	応急処置の総論	観察、検査、応急処置総論等	73
	病態別応急処置	心肺停止、ショック・循環不全等	67
	特殊病態別応急処置	小児、新生児、高齢者等	25
	実習及び行事	救急資器材の操作法等	51
計			266
合計			1099

(3) 専科教育

ア 警防科（特殊災害科を含む。）

対象者	警防担当者		
目的	災害現場における各級指揮者としての専門的知識や技術を修得させるとともに、災害に応じた適切かつ効果的な消防戦術を指揮できる能力の向上を図る。		
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警防行政の現状及び課題を理解していること。</li> <li>2 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。</li> <li>3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。</li> <li>4 心身の健康管理に積極的に取り組めること。</li> <li>5 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。</li> <li>6 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。</li> <li>7 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。</li> </ol>		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	防災	関係法令等	5
	警防対策	警防行政の現状と課題等	14
	消防戦術と安全管理	災害現場の指揮等	14
	図上訓練	図上訓練の企画立案等	7
	実技訓練	実技訓練の企画立案等	18
	特殊災害	特殊災害に対する活動要領と安全管理	7
	健康管理	消防職員の体力づくり等	3
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		70

イ 予防査察科（隔年開催）

対象者	予防担当者
目的	予防業務に係わる防火管理や消防用設備などの専門的知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。

到達目標	1 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者（当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む。）に対して是正を指導できること。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	予防査察行政の現状と課題	予防査察行政の現状と課題等	1
	消防同意	消防同意の概要	6
	査察	査察要領等	26
	危険物規制	製造所等に対する規制と査察要領	7
	違反処理	違反処理の概要等	14
	査察・違反処理実習	防火対象物の査察・違反処理等	7
	事例研究	実務研究課題討議	7
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		70

ウ 危険物科（隔年開催）

対象者	危険物担当者		
目的	消防危険物の特性や性状を理解させるとともに、危険物規制の知識や技術を修得させ、職務執行能力の向上を図る。		
到達目標	1 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。 3 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	危険物行政の現状と課題	危険物行政の現状と課題等	2
	危険物化学	各危険物の概要等	5
	危険物規制	危険物施設の規制等	19
	事例研究	実務研究課題討議	7

行事その他	入校式、修了式等	1
計		35

エ 火災調査科

対象者	火災調査担当者		
目的	火災調査に係る専門的知識及び技術を修得させ、火災現場での調査業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。		
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。</li> <li>2 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。</li> <li>3 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。</li> </ol>		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	原因調査関係法規	消防法関係等	6
	原因調査	原因調査の内容、原因調査の進め方等	25
	損害調査	損害調査の内容、損害調査の進め方等	7
	鑑定	鑑定の概念、鑑定の実施要領	3
	調査実習	模擬火災調査	7
	調査書類	調査書類の作成要領	14
	事例研究	実務研究課題討議	6
	その他	入校式、修了式等	1
	計		70

オ 救急科（初任総合教育に含む。）

対象者	消防職員	
目的	救急医学に関する基礎知識に基づき、救急活動時における的確な観察、判断能力及び応急処置に必要な専門的スキルを修得させ、救急隊員として活動できる能力を身につけさせる。	
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急業務及び救急医学に関する基礎的な知識を有していること。</li> <li>2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。</li> <li>3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できること。</li> <li>4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。</li> </ol>	



修了基準	資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論等	50
応急処置の総論	観察、検査、応急処置総論等	73
病態別応急処置	心肺停止、ショック・循環不全等	67
特殊病態別応急処置	小児、新生児、高齢者等	25
実習及び行事	救急資器材の操作法等	51
計		266

#### カ 救助科（隔年開催）

対象者	消防職員	
要件	心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 (血圧は、最高血圧140mmHg、最低血圧90mmHg未満の者とする。)	
目的	救助活動に係る最新の専門的知識や高度な技能及び技術を修得させ、厳しい条件のもとにおいて、救助活動を遂行し得る旺盛な士気を身につけさせる。	
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。</li> <li>2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。</li> <li>3 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。</li> </ol>	
修了基準	資格付与課程のため、教育訓練全体のすべてを履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
安全管理	概要、救助活動における安全管理等	21
災害救助対策	概要、緊急消防援助隊等	23
救急	外傷処置、多数傷病者発生時の処置	5
救助器具取扱訓練	主要な救助器具の取扱い	21
救助訓練	高所からの救助、低所からの救助他	35
総合訓練	想定訓練	30
体育	体力管理等	3
行事その他	入校式、修了式等	1
計		140

(3) 幹部教育

ア 幹部科

対象者	主として消防司令又は消防司令補の階級にある者 (消防士長の階級にある者であって、部隊又は係の長である者を含む。)		
目的	幹部職員として、消防行政の現状や課題を正しく認識させ、現場活動に必要な指揮能力を養うとともに、上司の補佐及び部下の指導を行い、職務を遂行できる能力の向上を図る。		
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初級・中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。</li> <li>2 初級・中級幹部として消防行政の動向を理解していること。</li> <li>3 上司を補佐し、部下を指導できること。</li> <li>4 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。</li> <li>5 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。</li> </ol>		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	公務員倫理と消防職員の倫理等	1
	訓練礼式	点検、礼式	2
	消防時事	消防行政の現状と課題、消防法令	8
	消防財政	国と地方の関係、財政の仕組み等	3
	人事業務管理	組織と監督、議会、事故防止等	12
	安全管理	公務災害、安全対策	10
	現場指揮	災害現場の指揮、現場指揮要領等	18
	事例研究	実務研究課題討議	15
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		70

イ 上級幹部科

対象者	主として消防司令長以上の階級にある者	
目的	消防管理職としての業務管理や人事管理に必要な見識並びに職務遂行に必要な判断力を高め、組織全体を円滑に運営管理できる能力の向上を図る。	
到達目標	上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に運営できること。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
管理職の役割	上級幹部としての職責と心構え	2
業務管理	地方自治、消防行財政、情報政策	3
人事管理	人事管理、人権、健康管理指導等	4
危機管理	危機管理理論等	3
事例研究	実務研究課題討議	8
行事その他	入校式、修了式等	1
計		21

#### (4) 特別教育

##### ア はしご自動車研修

対象者	消防職員			
目的	はしご機関担当者に、業務に必要な専門的な知識及び技術を修得させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	安全管理	3	点検・整備	3
	取り扱い基本理論	2	故障と対策	3
	特殊装置の構造	1	効果確認（質疑応答）	1
	基本取扱い操作	4	行事その他	1
	応用操作	3	計	21

##### イ 濃煙熱気実火災研修

対象者	消防職員			
要件	1 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 (血圧は、最高血圧145mmHg、最低血圧95mmHg未満の者とする。) 2 各消防本部の出動計画において、第一出場で出動する役職の上位者からとする。 なお、毎日勤務者の推薦も可能とする。			
目的	火災現場と同様の熱、煙を体験させるとともに、火災性状等に関する知識及び高い注水技術を身につけさせる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	火災性状・消火理論・検討会	2	行事その他	1
	実火災訓練	4	計	7

ウ 無線従事者講習

対象者	消防職員			
目的	無線従事者として必要な法規及び無線工学を修得させ、「第二級陸上特殊無線技士」の資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	法規	5	修了試験・行事等	2
	無線工学	4	計	11

エ 玉掛け技能講習

対象者	玉掛けの補助作業業務に従事した経験を有する者			
目的	玉掛け技能講習修了資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	クレーン等の玉掛けの方法	3	クレーン等の運転のための	1
	力学に関する知識	3	合図（実技）	
	クレーン等に関する知識	1	クレーン等の玉掛け	4
	関係法令	1	修了試験（実技）	3
	クレーン等の玉掛けの方法、 合図	3	行事その他	1
			計	21
	修了試験（学科）	1		

オ 小型移動式クレーン運転技能講習

対象者	玉掛け技能講習修了資格を有する者			
目的	小型移動式クレーンの技能講習修了資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	小型移動式クレーンに関する 知識	6	運転のための合図	1
			小型移動式クレーンの運転	6
	関係法令	1	修了試験（実技）	2
	原動機及び電気	3	行事その他	1
	修了試験（学科）	1	計	21

カ 玉掛業務従事者安全衛生教育

対象者	玉掛け技能講習修了資格取得後、概ね5年を超えて業務に従事する者			
目的	玉掛け技能講習修了資格を有する者を対象に、労働安全衛生法第60条の2に規定する安全衛生教育を受講させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	最近の玉掛け用具等の特徴	1	災害事例及び関係法令	2
	玉掛け用具等の取り扱いと 保安管理	3	行事その他	1
			計	7

キ 水難救助研修

対象者	消防職員			
要件	1 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 (血圧は、最高血圧140mmHg、最低血圧90mmHg未満の者とする。) 2 100mの泳力がある者とする。 3 立ち泳ぎが2分できる者とする。			
目的	水難救助活動に係る専門的知識や技能及び技術を修得させ、特殊環境下での業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	水難救助概論	3	流水救助活動	7
	安全管理	3	資器材点検・整備	1
	潜水救助活動	13	行事その他	1
	水面救助活動	7	計	35

ク 山岳救助研修

対象者	消防職員		
要件	心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 (血圧は、最高血圧140mmHg、最低血圧90mmHg未満の者とする。)		
目的	山岳救助活動に係る専門的知識や技能及び技術を修得させ、特殊環境下での業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		

教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
安全管理	1	山岳救助活動（高所救助）	7
資器材の諸元・性能	5	山岳救助活動（低所救助）	7
資器材取り扱い訓練	7	行事その他	1
山岳救助活動（降下・登はん）	7	計	35

#### ケ 山岳救助指導者養成研修

対象者	消防職員		
要件	1 心疾患、糖尿病、高血圧等の疾患がなく健康状態の良好な者とする。 （血圧は、最高血圧140mmHg、最低血圧90mmHg未満の者とする。） 2 山岳救助活動の基本的技術を習得している者とする。 3 概ね30歳以上で50歳未満の者とする。		
目的	山岳救助活動の基本的技術を習得している職員に対し、山岳救助現場での即応力及び業務を的確に遂行できる能力の向上と共に、消防本部の指導者として技能の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
確保理論	3	総合研修	6
装備点検・器具の使用法	4	行事その他	1
基礎研修Ⅰ・基礎研修Ⅱ	14	計	28

#### コ 救急隊長研修

対象者	救急隊長又は救急係長の職にある者（救急救命士に限定しない。）		
目的	救急業務の指導的立場の職員に対して、救急行政の現状や課題を正しく認識させ、職務遂行に必要な判断力及び指導力の向上を図る。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
救急行政の現状と課題	3	コミュニケーションスキル	2
救急業務に係る法律問題・訴訟対策	3	指導救命士制度・現任救急隊員教育のあり方	2
メディカルコントロール体制	1	行事その他	1
個人情報保護・報道対応	2	計	14

サ 機関員研修

対象者	消防職員			
目的	消防車両の安全な運行を確保するため、運転、操作に係る専門的知識及び技能を修得させ、機関業務を的確に遂行できる能力の向上を図る。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	消防用自動車等の基本的事項	1	走行訓練	8
	道路交通関係法規	1.5	吸水・放水器具	3
	車両構造	2	消火理論・放水隊形	3
	車両整備	2	放水訓練	3.5
	ポンプ工学・運用	7	行事その他	1
	車両誘導・走行訓練	3	計	35

シ フルハーネス型墜落制止用器具講習

対象者	消防職員			
目的	フルハーネス型墜落制止用器具の講習修了資格を取得させる。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	作業に関する知識	1	墜落制止用器具の使用法等	2
	墜落制止用器具に関する知識	1	行事その他	1
	労働災害の防止に関する知識	1	計	7
	関係法令	1		

ス 通信指令員研修

対象者	消防職員（通信指令業務に従事する者）			
目的	通報時の情報収集と分析、活動隊への適切な情報伝達及び通報者への効果的な口頭指導等、職務遂行に必要な専門的知識と技術の向上を図る。			
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。			
	教科目	単位時間数	教科目	単位時間数
	通信指令員の役割	2.5	医学的知識	3
	通信コミュニケーション	2	事例研究	3.5
	事案対応	2	行事その他	1

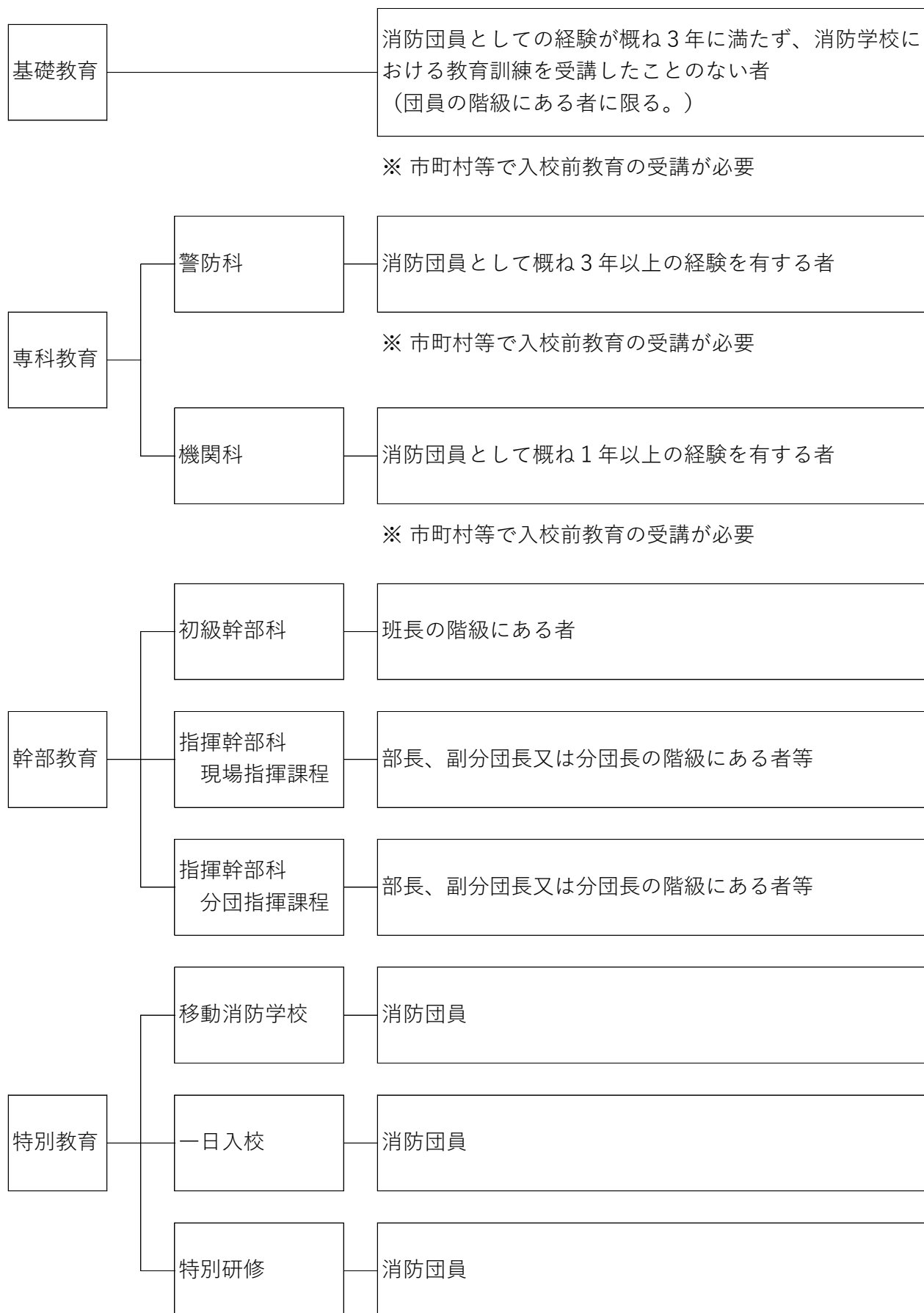
図上訓練	3	計	21
通報対応訓練	4		

セ 特別研修

対象者	消防職員
目的	消防職員教育の充実強化のため、消防学校において、特別の要望に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。



## 1.1 消防団員教育訓練 体系表



## 1 2 消防団員教育訓練 計画表

課程		実施期間		日数	定員
基礎教育	第1次	令和 5年 4月23日(日)	1日	70人	
	第2次	令和 5年10月21日(土)	1日	70人	
専科教育	警防科	令和 5年 6月10日(土)	1日	70人	
	機関科	第1次	令和 5年 6月17日(土)	1日	70人
		第2次	令和 5年10月 1日(日)	1日	70人
幹部教育	初級幹部科	第1次	令和 5年 5月13日(土)・ 5月28日(日)	2日	70人
		第2次	令和 5年 9月10日(日)・ 9月23日(土)	2日	70人
	指揮幹部科 現場指揮課程		令和 5年 5月21日(日)・ 6月 3日(土)	2日	70人
	指揮幹部科 分団指揮課程		令和 5年 9月30日(土)・ 10月15日(日)	2日	70人
特別教育	移動消防学校 (※1)	令和 5年 4月から令和 6年 3月までの間 で随時 (年末年始は除く。)	—	—	
	一日入校 (※2)	令和 5年 4月から令和 6年 3月までの間 で随時 (年末年始は除く。)	—	—	
	特別研修	別途通知	—	—	

※1 山梨県消防協会支部単位で、各支部年1回まで「現地において」実施する。

※2 市町村単位で、各市町村年1回まで「消防学校において」実施する。

### 1 3 消防団員教育訓練 日程表

課程		令和 5 年									令和 6 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
基礎教育	第 1 次	23(日)											
	第 2 次							21(土)					
専科教育	警防科			10(土)									
	機関科	第 1 次		17(土)									
		第 2 次							1(日)				
幹部教育	初級幹部科	第 1 次		13(土)・28(日)									
		第 2 次						10(日)・23(土)					
	指揮幹部科 現場指揮課程			5/21(日)・6/3(土)									
	指揮幹部科 分団指揮課程							9/30(土)・10/15(日)					
特別教育	移動消防学校	随時→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	一日入校	随時→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	特別研修												

## 1.4 消防団員教育訓練 カリキュラム

### (1) 共通事項

#### ア 教科目及び単位時間数

(ア) 一単位時間は、50分を基準とする。

(イ) 基準となる教科目及び単位時間数であり、訓練内容に応じて適宜編成する。

#### イ 修了基準

学校長は、以下の基準を満たした者の修了を認定し、修了証書（一日入校及び特別研修は除く。）を交付する。

指揮幹部科の現場指揮課程及び分団指揮課程は、それぞれに修了証書を交付し、両課程を修了した場合、指揮幹部科の修了証書を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示す「き章」を交付する。

#### ウ 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。

#### エ 服装

各市町村消防団服制規則等による「活動服」とする。

#### オ 携行品等

消防団員教育訓練 携行品一覧のとおりとする。

### (2) 基礎教育（※入校前教育あり）

対象者	消防団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことがない者（団員の階級にある者に限る。）		
目的	消防の組織制度を理解させ、消防団員としての資質の向上を図るとともに、消防活動上必要な基礎的知識や技術を身につけさせる。		
到達目標	1 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。 2 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	訓練礼式	各個訓練、通常点検、敬礼動作等	2
	ポンプ操法	放水訓練	2
	火災防ぎょ	概要（火災防ぎょ戦術の原則）	1
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		7

※ 基礎教育入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
訓練礼式	各個訓練（停止間の動作）	1
組織制度	消防団の概要、消防団の活動	2
ポンプ操法	消防ポンプ操法の概要	1
火災防ぎょ	概要（火災防ぎょ戦術の原則を除く）	2
防災	災害対策、現地活動要領	2
救急救助	救急法、救助法	5
緊急自動車運行管理	道路交通法、道路運送車両法	2
安全管理	危険予知訓練	2
計		17

### (3) 専科教育

#### ア 警防科（※ 入校前教育あり）

対象者	消防団員として概ね3年以上の経験を有する者	
目的	消防活動上必要な専門的知識及び技術の向上を図る。	
到達目標	1 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。 2 災害現場において中核的な活動を遂行できること。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
火災防ぎょ	通論、火災防ぎょ行動、火災想定訓練	4
事例研究	事例研究課題討議	2
行事その他	入校式、修了式等	1
計		7

※ 警防科入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
防災	災害対策、現場活動要領	2
安全管理	危険予知訓練	2
計		5

イ 機関科 (※ 入校前教育あり)

対象者	消防団員として概ね1年以上の経験を有する者		
目的	道路交通関係法令及びポンプ工学、ポンプ運用等に関する専門的知識及び技術を修得させる。		
到達目標	1 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。 2 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	道路交通関係法令	道路交通法、道路運送車両法	1
	緊急走行要領	緊急走行の基本原則等	1
	ポンプ運用	ポンプの構造と作用等	1
	機関整備	故障と対策等	3
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		7

※ 機関科入校前に、以下の教科目を市町村等で受講する必要がある。

	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話	職責と心構え	1
	緊急走行要領	走行訓練	1
	ポンプ運用	ポンプ運用訓練	2
	機関整備	点検整備	1
	計		5

(4) 幹部教育

ア 初級幹部科

対象者	班長の階級にある者	
目的	初級幹部（指導者）としての必要な職責の自覚、規律を高めるとともに、消防活動上必要な現場指揮に関する知識及び技術を修得させる。	
到達目標	1 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。 2 地域住民に対して防災指導を行えること。	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	

教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話	職責と心構え	1
訓練礼式	訓練礼式指導要領	1
現場指揮	現場指揮要領、火災想定訓練	3
防災	災害対策、現場活動要領	2
防災指導要領	消火訓練・避難訓練指導要領等	2
安全管理	危険予知訓練	2
行事その他	入校式、修了式等	1
計		12

イ 指揮幹部科 現場指揮課程

対象者	部長、副分団長又は分団長の階級にある者等	
目的	災害時における現場指揮者としての職責の自覚、規律を高めるとともに、大規模災害時における的確な現場指揮及び安全管理を行うことができる能力を向上させる。	
到達目標	<p>1 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。</p> <p>2 大規模災害時において、現場指揮者として火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。</p>	
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。	
教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
講話・現場指揮・安全管理	現場指揮者としての職責と心構え等	1
火災防ぎょ訓練	大規模地震発生時における指揮要領等	2
水災活動訓練	風水害時の救助活動、指揮要領	2
救助・救命訓練	倒壊家屋等からの救助救命と指揮要領	4
避難誘導訓練	避難誘導・避難広報等	2
災害情報収集・伝達訓練	検索救助活動における活動表示等	1
地域防災指導訓練	初期消火、応急手当等の指導方法	1
行事その他	入校式、修了式等	1
計		14

ウ 指揮幹部科 分団指揮課程

対象者	部長、副分団長又は分団長の階級にある者等		
目的	分団の指揮者としての職責の自覚、規律を高めるとともに、各種災害発生時において分団を管理運営し、効果的に現場活動を行うことができる能力を向上させる。		
到達目標	1 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。 2 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。		
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。		
	教科目	分類指標・教育内容	単位時間数
	講話・組織制度・安全管理	分団指揮者としての職責と心構え等	2
	防災	災害対策基本法と消防団の役割等	3
	災害対応図上訓練	分団本部活動・管理運営要領等	3
	事例研究	安全管理事例等	3
	行事その他	入校式、修了式等	1
	計		12

(5) 特別教育

ア 移動消防学校

対象者	消防団員（消防協会支部単位）
目的	消防協会各支部長の要請により、消防団員教育の充実強化のため、現地において、社会情勢や地域の実情に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。
修了基準	教育訓練全体の85%以上を履修した場合 ただし、学校長が特に認めた場合はこの限りではない。
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。

※ 消防協会各支部、年1回までの実施とする。

イ 一日入校

対象者	消防団員（市町村単位）
目的	市町村長の要請により、消防団員教育の充実強化のため、消防学校において、社会情勢や地域の実情に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。

※ 各市町村、年1回までの実施とする。



ウ 特別研修

対象者	消防団員
目的	消防団員教育の充実強化のため、消防学校において、特別の要望に応じた教育訓練を実施し、消防活動知識及び技術の向上を図る。
教科目	訓練内容に応じて適宜編成する。

## 1 5 自主防災組織等への防災教育

(1) 対象者

自主防災組織等に関わる県民

自主防災組織単位で、各自主防災組織年1回までの実施とする。

(2) 目的

県防災危機管理課、県立防災安全センター及び各市町村が実施する防災教育への協力・支援をとおして、県民の防災意識を高め、地域防災力の向上を図る。

(3) 教科目

防火・防災に関する基本的な知識及び災害発生時における自主防災活動等の内容とする。

(4) 実施期間

令和5年4月から令和6年3月までの間で随時（年末年始は除く。）

(5) 実施場所

消防学校

(6) 登校（受付）時間

授業開始30分前から10分前までとする。

(7) 服装

訓練内容に応じた服装とする。

(8) 携行品等

自主防災組織等への防災教育 携行品一覧のとおりとする。

# 入校手続き要領

# 1 消防職員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限

課程		実施日（1日目）	様式			提出期限
			1	2	3	
初任総合教育（初任教育及び救急科）		令和 5年 4月 10日	○	○	○	令和 5年 2月24日
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	令和 5年12月 4日	○			令和 5年10月20日
	予防査察科（隔年開催）		○			
	危険物科（隔年開催）	令和 6年 2月 5日	○			令和 5年12月15日
	火災調査科	令和 6年 1月15日	○			令和 5年11月17日
	救急科 （初任総合教育に含む。）	初任総合期間中	○			—
	救助科（隔年開催）	令和 6年 2月19日	○			令和 5年12月15日
幹部教育	幹部科	令和 5年 5月 8日	○			令和 5年 4月 5日
	上級幹部科	令和 5年 4月26日	○			令和 5年 4月 5日
特別教育	はしご自動車研修	令和 5年11月20日	○			令和 5年 9月15日
	濃煙熱気実火災研修	令和 5年 6月14日	○			令和 5年 4月14日
	無線従事者講習	令和 5年11月16日	○			令和 5年 9月 8日
	玉掛け技能講習	令和 5年12月19日	○			令和 5年10月20日
	小型移動式クレーン運転 技能講習	令和 6年 1月31日	○			令和 5年11月24日
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	令和 5年12月18日	○			令和 5年10月20日
	水難救助研修	令和 5年 7月 3日	○			令和 5年 5月12日
	山岳救助研修	令和 5年 9月 4日	○			令和 5年 7月14日
	山岳救助指導者養成研修	—	○			—
	救急隊長研修	—	○			—
	機関員研修	令和 5年10月16日	○			令和 5年 8月18日
	フルハーネス型墜落制止用 器具講習	令和 6年 2月15日	○			令和 5年12月15日
	通信指令員研修	別途通知	○			別途通知
	特別研修	別途通知	○			別途通知

## 2 消防職員教育訓練 携行品一覧

課程	手帳	印鑑	筆記用具	活動服	救助服	保安帽	革手袋	編上靴	防火衣	水着
初任総合教育（初任教育及び救急科）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
専科教育	警防科 （特殊災害科を含む。）	○	○	○	○		○	○		
	予防査察科（隔年開催）	○	○	○	○					
	危険物科（隔年開催）	○	○	○	○					
	火災調査科	○	○	○	○		○	○		
	救急科 （初任総合教育に含む。）	○	○	○	○		○	○		
	救助科（隔年開催）	○	○	○		○	○	○	○	
幹部教育	幹部科	○	○	○	○		○	○	○	
	上級幹部科	○	○	○	○			○		
特別教育	はしご自動車研修	○	○	○	○		○	○	○	
	濃煙熱気実火災研修	○	○	○	○		○	※2	○	○
	無線従事者講習	○	○	○						
	玉掛け技能講習	○	○	○	○		○	○	○	
	小型移動式クレーン運転 技能講習	○	○	○	○		○	○	○	
	玉掛業務従事者安全衛生 教育	○	○	○	○		○	○	○	
	水難救助研修	○	○	○		○	○	○	○	※1
	山岳救助研修	○	○	○		○	○	○	○	
	山岳救助指導者養成研修	○	○	○		○	○	○	○	
	救急隊長研修	○	○	○	○					
	機関員研修	○	○	○	○		○	○	○	
	フルハーネス型墜落制止用 器具講習	○	○	○		○	○	○	○	
	通信指令員研修	○	○	○	○					
	特別研修	別途通知								

※1 水着以外にサンダル、スイミングキャップ、ラッシュガードも必要

※2 革手袋以外にケブラー手袋も必要

### 3 消防団員教育訓練 入校推薦様式及び提出期限

課程		実施日（1日目）	様式			提出期限	
			4	5	6		
基礎教育	第1次	令和5年4月23日	○			令和5年4月5日	
	第2次	令和5年10月21日	○			令和5年9月15日	
専科教育	警防科		令和5年6月10日	○			令和5年5月12日
	機関科	第1次	令和5年6月17日	○			令和5年5月12日
		第2次	令和5年10月1日	○			令和5年9月1日
幹部教育	初級幹部科	第1次	令和5年5月13日	○			令和5年4月14日
		第2次	令和5年9月10日	○			令和5年8月4日
	指揮幹部科 現場指揮課程		令和5年5月21日	○			令和5年4月14日
	指揮幹部科 分団指揮課程		令和5年9月30日	○			令和5年8月25日
特別教育	移動消防学校（※1）		別途通知	○	○		別途通知
	一日入校（※2）		別途通知	○		○	別途通知
	特別研修		別途通知	○			別途通知

※1 山梨県消防協会支部単位で、各支部年1回まで「現地において」実施する。

※2 市町村単位で、各市町村年1回まで「消防学校において」実施する。

#### 4 消防団員教育訓練 携行品一覧

課程		印鑑	筆記用具	保安帽 ※1	革手袋	軍手	編上靴	ゴム長靴	防火衣	雨合羽
基礎教育	第1次	○	○	○	※2		※3		※4	
	第2次	○	○	○	※2		※3		※4	
専科教育	警防科		○	○	○	※2		※3		※4
	機関科	第1次	○	○	○	※2		※3		※4
		第2次	○	○	○	※2		※3		※4
幹部教育	初級幹部科	第1次	○	○	○	※2		※3		※4
		第2次	○	○	○	※2		※3		※4
	指揮幹部科 現場指揮課程		○	○	○	※2		※3		※4
	指揮幹部科 分団指揮課程		○	○	○					
特別教育	移動消防学校		別途通知							
	一日入校		別途通知							
	特別研修		別途通知							

※1 保安帽とは、白い丸ヘルメットのこと。（防火ヘルメットも可）

※2 革手袋・軍手は、いずれかで良い。（活動用手袋も可）

※3 編上靴・ゴム長靴は、いずれかで良い。（半長靴、防火長靴も可）

※4 防火衣・雨合羽は、いずれかで良い。

## 5 自主防災組織等への防災教育 申込書様式及び提出期限

対象	実施日	様式	提出期限
		7	
自主防災組織等に関わる県民	別途通知	○	別途通知

自主防災組織等の単位で、各自主防災組織年1回まで「消防学校において」実施する。

## 6 自主防災組織等への防災教育 携行品一覧

対象	携行品			
	筆記用具	軍手	ゴム長靴	雨合羽
自主防災組織等に関わる県民	別途通知			



令和5年度 消防職員・消防団員教育訓練 日程表

4月	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	
職										入寮	入校式	3	4	5			6	7	8	9	10			11	12	13 上幹	14 ――	15 上幹		昭 和 の 日	
団																							基礎								
5月	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水
職	16	17	憲 法 記 念 日	み ど り の 日	こ ど も の 日			18 幹 部	19 ――	20 ――	21 ――	22 ――			23 ――	24 ――	25 ――	26 ――	27 幹 部			28	29	30	31	32			33	34	35
団													初 幹 1									現 場 1							初 幹 2		
6月	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土
職	36	37			38	39	40	41	42			43	44	45 濃 煙	46	47 (濃 煙)			48	49	50 濃 煙	51	52 (濃 煙)			53	54	55	56	57	
団			現 場 2							警 防								機 関													
7月	1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月
職			58 水 難	59 ――	60 ――	61 ――	62 水 難			63	64 部 会	65 部 会	66	67 部 会			海 の 日	68	69	70	71			72	73	現 地	現 地	現 地			77
団																															
8月	1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	31 木
職	78	79	80	81			82	現 地	現 地	夏 休	山 の 日			夏 休	夏 休	85	86	87			88	89	90	91 部 会	92			93	94	95	96
団																															
9月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	
職	97			98 山 岳	99 ――	100 ――	101 ――	102 山 岳			103	104	105 濃 煙	106	107 (濃 煙)			敬 老 の 日	108	109	110	111	秋 分 の 日		112	113 濃 煙	114	115 (濃 煙)	116		
団										初 幹 1													初 級 2								分 団 1

令和5年度 消防職員・消防団員教育訓練 日程表

10月	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	31火	
職		117	118 濃煙	119	120 (濃煙)	121			スポーツの日	横須賀	横須賀	横須賀	125			救現地 機関	救現地 ---	救現地 ---	救現地 ---	130 機関			131	132	133 濃煙	134	135 (濃煙)			136	137	
団	機関														分団2							基礎										
11月	1水	2木	3金	4土	5日	6月	7火	8水	9木	10金	11土	12日	13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日	27月	28火	29水	30木		
職	138	139	文化の日			140	141	142	査閲	144			145	146	147	148 無線	149 無線			150 はしご	151 はしご	152 はしご	勤労感謝の日	153			154	155	156	卒業式		
団																																
12月	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日	
職				警防	---	---	---	---								警防		玉安	玉掛け	---	玉掛け											
団																																
1月	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水	
職	元日						成人の日								調査	---	---	---	---				---	---	---	---	調査					クレ
団																																
2月	1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水	8木	9金	10土	11日	12月	13火	14水	15木	16金	17土	18日	19月	20火	21水	22木	23金	24土	25日	26月	27火	28水	29木			
職	---	クレ			危険物	---	---	---	危険物		建国記念の日	振替休日				フル				救助	---	---	---	天皇誕生日			---	---	---	---		
団																																
3月	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土	31日	
職	---			---	---	---	---	---			---	---	---	---	---				救助		春分の日											
団																																

# 各種様式

【様式1】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇消防本部消防長

公印省略可

消防職員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	採用年度	備考
			例「S60.1.1」			例「H16」	
			「入校日」の年齢とする。				

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
T E L  
F A X  
M a i l

【様式1】

文 書 番 号

令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇消防本部消防長

消防職員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	採用年度	備考

問い合わせ先

担当課(係)名

担当者職氏名

T E L

F A X

M a i l



年	月	免許・資格（自動車運転免許・無線資格など）
平成〇〇年	〇〇月	原動機付自転車免許
平成〇〇年	〇〇月	普通自動二輪車免許
平成〇〇年	〇〇月	普通自動車免許

スポーツ	野球、サッカーなど	趣味	ドライブ、釣りなど
------	-----------	----	-----------

アレルギー	花粉症や食べ物のアレルギーなど。
-------	------------------

既往歴	入院して治療したもの。
-----	-------------

その他	
-----	--

家族構成	氏名	続柄	年齢	職業
	山梨 太郎	父	〇〇	山梨県庁〇〇部〇〇課
	山梨 花子	母	〇〇	株式会社 〇〇〇〇
	山梨 二郎	弟	〇〇	〇〇県立〇〇高等学校〇年
	山梨 富士男	祖父	〇〇	無職
	山梨 富士子	祖母	〇〇	無職

【様式2】

--	--

## 個人調書

本人自筆で記入すること。

令和 年 4 月 1 日現在

ふりがな		性 別	男 ・ 女	写真 寸 4cm×3cm 無帽、無背景で 正面三分身 学生服または ネクタイ着用
氏 名		血液型	型 RH( )	
生年月日	平成 年 月 日生	年 齢	満 歳	
現 住 所	〒 - - - - -			
電 話 番 号	携帯 - - - - - 固定 - - - - -			
連 絡 先	〒 - - - - - (現住所以外に連絡先を希望する場合)			
	携帯 - - - - - 固定 - - - - -			

年	月	学歴・職歴

※ 学歴は、最終学歴を上段から記入し、中学校卒業までを記入する。



年	月	免許・資格（自動車運転免許・無線資格など）

スポーツ		趣味	
------	--	----	--

アレルギー	
-------	--

既往歴	
-----	--

その他	
-----	--

家族構成	氏名	続柄	年齢	職業

【様式3】

# 診 断 書

氏 名		性 別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日生	年 齡	満 歳
現 住 所	〒 -		

血圧及び血液型	血圧 / ・ 血液型 型RH
血中脂肪・肝機能等	
麻しん・風疹	麻しん ( + ・ ± ・ - ) ・ 風疹 ( + ・ ± ・ - )
胸部 ( X線 ) 診断所見	
心電図診断所見	
尿所見	糖 ( ) ・ 潜血 ( ) ・ 蛋白 ( )
身長及び体重	身長 cm ・ 体重 kg
裸眼 (矯正)	右 ( ) ・ 左 ( )
既往歴	
特記事項	

上記のとおり診断する。

令和 年 月 日

医師の属する病院の所在地 \_\_\_\_\_

医師の属する病院名 \_\_\_\_\_

医師の氏名 \_\_\_\_\_

- ※ 最近3か月以内に診断したものとする。
- ※ 心電図及び生化学検査書を各1部添付すること。(コピー可)
- ※ 特記事項欄には、既往歴等がある場合、長期間(8か月)の学校生活に対する支障の有無について明記すること。

【様式4】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

公印省略可

消防団員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	経験年数	入校前教育	備考

例「S60.1.1」

「入校日」の年齢とする。

幹部教育、特別教育は、未記入とする。

消防団員としての経験年数を記入する。

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
TEL  
FAX  
Mail

【様式4】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

消防団員〇〇教育〇〇〇〇の入校推薦について（回答）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で通知のあったこのことについては、次の者の入校を推薦します。

階級	氏名	フリガナ	生年月日	年齢	性別	経験年数	入校前教育	備考

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
T E L  
F A X  
M a i l

【様式5】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

山梨県消防協会〇〇支部長

移動消防学校申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 実施場所
- 3 参加人数
- 4 教科目
- 5 その他

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
TEL  
FAX  
Mail

【様式6】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

一日入校申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 参加人数
- 3 教科目
- 4 その他

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
TEL  
FAX  
Mail

【様式7】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇市町村長

自主防災組織等への防災教育申込書

このことについて、次のとおり申し込みます。

- 1 日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 自主防災組織等名・参加人数
- 3 訓練内容
- 4 使用施設
- 5 代表者氏名・連絡先
- 6 その他

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
T E L  
F A X  
M a i l

【様式8】

文 書 番 号  
令和 年 月 日

山梨県消防学校長 殿

〇〇消防本部消防長

消防職員〇〇教育〇〇〇〇の入校辞退について（依頼）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け消校第〇〇〇号で入校許可通知のあったこのことについては、  
次の者の入校を辞退します。

階級	氏名	フリガナ	辞退の理由

問い合わせ先  
担当課(係)名  
担当者職氏名  
TEL  
FAX  
Mail



# 山梨県消防学校周辺案内略図



※ 田富南小学校入口交差点に、消防学校案内表示板が設置してあります。  
 普通車は、河川（釜無川）側からの進入も可能です。  
 山梨県立防災安全センターが隣接しています。

教育訓練実施計画全文及び各種様式は、山梨県消防学校ホームページからダウンロード  
できます。

掲載ページURL <http://www.pref.yamanashi.jp/shobo-gk/kunren/soft.html>

令和4年12月27日

発行元 **山梨県消防学校**



〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

TEL 055-273-4078

FAX 055-273-4009

E-MAIL [shobo-gk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shobo-gk@pref.yamanashi.lg.jp)